

まちづくり交流館の利用について

まちづくり交流館は、町内外の方々が交流できる場、**スタートアップ(起業・新事業)**に取り組む人材が集まる、本町の「生業づくり(なりわいづくり)」の拠点です。

ご利用にあたっては、以下の点をご確認ください。

■利用対象について

- **特定の個人のみが利用する事業は対象外です。**
- 特定の政治団体・宗教団体等の活動を目的として利用は対象外です。

■申請について

- まちづくり交流館は、利用申請書に許可証が発行された方のみご利用いただけます。
- **申請前の仮予約はありません。**
- 申請はインターネットからお手続きください。(紙による申請も可能です。)
- 申請書の利用目的欄に、「**いつ頃、どこで開業するか**」という目標を記載ください。
- 定期利用を希望される場合は、毎年2月1日～3月末の期間に、翌年度分の利用申請が可能です。

〈申請受付期間〉

利用希望日の2か月前に属する月の初日から、利用希望日の2週間前まで申請が可能です。

(例) 12月21日に利用したい場合

⇒ 10月1日～12月7日の間に申請してください。

■利用ルールについて

- 利用可能時間は、原則**午前10時～午後5時**までです。
- 申請した時間外での利用はできません。時間変更を希望される場合は、役場までご相談ください。
- 同一の利用者が同一週内に利用できるのは最大3日間です。

■利用後の手続きについて

- **利用日から1週間以内に、実績報告書を提出**し、利用料金を役場企画地方創生窓口にてお支払いください。
- 実績報告書の提出がない場合、次回の予約はできません。(または取り消しになります。)

「まちづくり交流館利用に当たっての注意事項」も併せてご確認ください。

お問い合わせ

ご不明な点はお気軽にご連絡ください。

岬町役場企画地方創生担当 ☎072-492-2775